



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2022年
No.9
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

医療機関Aの眼科で緑内障の治療中の患者に、眼圧が下がらないためアイラミド配合懸濁性点眼液が追加になった。薬剤師は、以前に患者から、2年前に医療機関Bで左腎を摘出し、eGFRが25.5mL/min/1.73m²であることを聴取していた。アイラミド配合懸濁性点眼液は重篤な腎障害のある患者に禁忌であるため、医療機関Bに現在の検査値を確認したところ、検査値に大きな変化はなく、腎機能が高度に低下した状態であった。眼科医に情報提供を行った結果、アイファガン点眼液0.1%へ変更になった。

【推定される要因】

眼科医は、患者の腎機能等の検査値を把握していなかったと考えられる。

【薬局での取り組み】

患者の検査値に関する情報を入手した場合は、薬剤服用歴に記録する。また、添付文書の禁忌欄に「重篤な腎障害のある患者」あるいは「重篤な肝障害のある患者」などの記載がある薬剤が処方された際、患者の最新の検査値を確認するように努める。



その他の 情報

アイラミド配合懸濁性点眼液の添付文書 2021年9月改訂（第2版）（一部抜粋）

2.禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.3 重篤な腎障害のある患者

3.組成・性状

3.1 組成

有効成分 1mL中ブリモニジン酒石酸塩1mg、プリンゾラミド10mg

9.特定の背景を有する患者に関する注意

9.2 腎機能障害患者

9.2.1 重篤な腎障害のある患者

投与しないこと。プリンゾラミド及びその代謝物は、主に腎より排泄されるため、排泄遅延により副作用があらわれるおそれがある。



事例の ポイント

- 緑内障・高眼圧症治療剤であるアイラミド配合懸濁性点眼液は、 α_2 作動薬と炭酸脱水酵素阻害薬の配合剤である。炭酸脱水酵素阻害薬であるプリンゾラミド及びその代謝物は主に腎より排泄されるため、重篤な腎障害のある患者に禁忌である。
- 安全で有効な薬物療法を行うため、患者から現病歴・既往歴や併用薬、必要に応じてその他の情報を聴取し、それらの情報を考慮したうえで処方内容の妥当性や副作用発現の可能性を検討することが重要である。
- 患者やお薬手帳などから入手した情報は薬剤服用歴に記録し、処方監査時に確認できるように管理しておく必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。